

2013年6月20日
ムソー株式会社
品質管理室
商品部

放射性物質に関する取り組みの一部変更について

弊社では福島原発事故後、放射性物質測定につきましてホームページ上でお知らせしてまいりましたが、今後も弊社測定基準に基づき放射性物質の確認に取り組んでまいります。尚、その後の測定結果をふまえ、6月24日より測定基準の一部を変更いたします。

〔変更箇所〕

- ・製造ロット毎に変わる生鮮原料（肉類・卵・乳製品・野菜等）が対象の場合の測定

（現状）対象原料または最終商品を年3回測定する。

（今後）対象原料または最終商品を年1回測定する。

尚、今まで通り対象原料の収穫年度や産地が切り替る際は測定することとします。

※その他測定基準には変更ありません。

詳細につきましては、別途『放射性物質に関する取り組みについて』をご参照ください。

2013年6月24日
ムソー株式会社
品質管理室
商品部

放射性物質に関する取り組みについて

弊社では福島原発事故後、対象地域の原料または対象地域で製造しております商品は、放射性物質を検出下限3Bq/kg以下で測定し、『不検出』であることを取り扱い基準としてまいりました。今後も下記測定基準に基づき、放射性物質の確認に取り組んでまいります。

記

【対象原料】

原発事故後に対象地域で収穫(漁獲)されたもの
(都道府県が特定できない場合も対象とする)

【対象地域】

18都県(愛知・静岡・長野・山梨・埼玉・神奈川・東京・群馬・新潟・千葉・
茨城・栃木・福島・宮城・山形・岩手・秋田・青森)

【対象商品】

対象原料又は製造工場が、対象地域18都県である商品

【測定基準】

- ・最終商品または対象原料が、放射性物質『不検出』であることを確認します。
放射性物質が検出された場合、産地変更または取り扱いを中止します。
- ・測定する放射性物質は、セシウム134とセシウム137を対象とします。
- ・測定方法は、ゲルマニウム半導体検出器(精密機器)やヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器等、精度の高い装置を使用し、検出下限各3Bq/kg以下での測定とします。
ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器で、各3Bq/kg以上の数値が検出された場合は、ゲルマニウム半導体検出器で再検査を実施し、取り扱いについて判断します。
- ・測定頻度は、対象原料の収穫年度や産地が切り替る際に実施します。
尚、製造ロット毎に変わる生鮮原料(肉類・卵・乳製品・野菜等)が対象の商品は、対象原料または最終商品を年1回測定することとします。
- ・製造工場のみ対象の商品は、最終商品又は工場内使用水を年1回測定します。

以上